

様式1

委員会規則第3条第1項に基づく届出書

令和4年10月13日

1. 執行機関の別	1:都道府県知事・市区町村等	▼
	☐ 知事	☒ 市区町村長等
2. 都道府県名	東京都	
3. 市区町村名	町田市	
4. 届出番号		
5. 独自利用事務の事例番号	108-3	
6. 独自利用事務の対象者	重度心身障害者	
7. 番号法第9条第2項の条例に規定した日	令和4年9月30日	
8. 保護評価の実施の有無	1:有	▼
9. 評価書番号	28	
10. 保護評価書の名称	町田市 心身障害者福祉手当事務 基礎項目評価書	
11. 保護評価書のURLリンク	https://www.city.machida.tokyo.jp/shisei/koukai/mynumber/pia.html	
12. 委任関係		▼

執行機関名 町田市長

心身障害者の福祉に係る手当等の支給に関する事務

1. 準ずる法定事務の名称と趣旨又は目的の内容等

	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①事務の名称	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給又は地域生活支援事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの	町田市心身障害者福祉手当条例(昭和49年9月町田市条例第35号)による心身障害者福祉手当の支給に関する事務であって市規則で定めるもの
②番号法別表第1の項	84	
③番号法別表第2の項	108	
④番号法第9条第2項に基づき定める条例の名称及び所収		町田市個人番号及び特定個人情報の利用等に関する条例 別表第1 第10の項

心身障害者福祉手当の の該当部分		町田市心身障害者福祉手当条例(昭和49年9月町田市条例第35号)による心身障害者福祉手当の支給に関する事務であって市規則で定めるもの
⑤事務の趣旨又は目的が規定されている箇所	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第1条	町田市心身障害者福祉手当条例(昭和49年町田市条例第35号)第1条
⑥事務の趣旨又は目的	この法律は、障害者基本法の基本的な理念にのっとり、身体障害者福祉法、知的障害者福祉法、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律、児童福祉法、その他障害者及び障害児の福祉に関する法律と相まって、(障害者及び障害児)が基本的人権を享有する個人としての尊厳にふさわしい日常生活又は社会生活を営むことができるよう、必要な障害福祉サービスに係る給付、地域生活支援事業その他の支援を総合的に行い、もって(障害者及び障害児の福祉の増進を図る)と	第1条 この条例は、(心身に障がいをもつ者)に対し、心身障害者福祉手当を支給することにより、(これらの者の福祉の増進)を図ることを目的とする。
⑦独自利用事務の関連規範		町田市心身障害者福祉手当条例(昭和49年町田市条例第35号) 町田市心身障害者福祉手当条例施行規則(昭和49年町田市規則第23号)

2. 準ずる法定事務の具体的な事務内容と提供を求める特定個人情報等

事務1	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 55 条 項 6 号	町田市心身障害者福祉手当条例(昭和49年町田市条例第35号)第4条
②事務の内容	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第五十三条第一項の支給認定の申請に係る事実についての審査に関する事務	町田市心身障害者福祉手当条例(昭和49年町田市条例第35号)第4条の規定による受給資格の認定の申請の受理、その申請に係る事実についての審査に関する事務
特定個人情報1		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 55 条 項 6 号 イ	町田市心身障害者福祉手当条例(昭和49年町田市条例第35号)第2条第2項第2号
②情報提供者	市町村長	市町村長
③提供を求める特定個人情報	市町村民税に関する情報	市町村民税に関する情報
特定個人情報2		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 55 条 項 6 号 ニ	町田市心身障害者福祉手当条例(昭和49年町田市条例第35号)第2条第1項、別表
②情報提供者	都道府県知事	都道府県知事
③提供を求める特定個人情報	身体障害者福祉法第十五条第一項の身体障害者手帳の交付及びその障害の程度に関する情報	身体障害者福祉法第十五条第一項の身体障害者手帳の交付及びその障害の程度に関する情報
事務2	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 55 条 項 11 号	町田市心身障害者福祉手当条例(昭和49年町田市条例第35号)第10条
②事務の内容	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令第三十二条第一項の申請内容の変更の届出に係る事実についての審査に関する事務	町田市心身障害者福祉手当条例(昭和49年町田市条例第35号)第10条の規定による届出の受理、その届出に係る事実についての審査に関する事務
特定個人情報1		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 55 条 項 11 号 イ	町田市心身障害者福祉手当条例(昭和49年町田市条例第35号)第10条第2号
②情報提供者	市町村長	市町村長

③提供を求める特定個人情報	市町村民税に関する情報	市町村民税に関する情報
特定個人情報2		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 55 条 項 11 号 ハ	町田市心身障害者福祉手当条例(昭和49年町田市条例第35号)第10条第2号
②情報提供者	都道府県知事	都道府県知事
③提供を求める特定個人情報	身体障害者福祉法第十五条第一項の身体障害者手帳の交付及びその障害の程度に関する情報	身体障害者福祉法第十五条第一項の身体障害者手帳の交付及びその障害の程度に関する情報

備考	
----	--